

# 当院で満たす加算に関する掲示

## 医療DX推進体制整備加算について

当院では以下の通り医療DX推進の体制を整備し活用しております。

- ① オンライン請求を行っております。
- ② オンライン資格を行う体制を有しております。
- ③ 電子資格確認を利用し取得した診療情報を閲覧または活用できる体制を有しております。
- ④ マイナンバーカードの健康保険証利用について、利用しやすい環境を整備しております。
- ⑤ マイナ保険証について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示しております。

以下については現在猶予期間のため、猶予期間満了までに整備する予定です。

- ① 電子処方箋を発行する体制
- ② 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制

「医療DX推進体制整備加算」(月に1回8点)を令和6年6月1日より算定しています。

## 外来感染対策向上加算・発熱患者等対応加算の算定について

当院は都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関です。

神奈川県の外來対応医療機関の指定を受け、外来感染対策向上加算としてお一人につき月1回に限り所定点数6点を加算、発熱患者等対応加算20点が加算されます。

## 医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認システム導入の原則義務化を踏まえ、当該システムを導入している保険医療機関となります。

マイナ保険証等の利用を通じて診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

公費負担受給者証については、マイナンバーカードでは確認できませんので必ず原本をお持ち下さい。

## 明細書発行体制等加算について

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は受付へその旨をお申し出ください。

## 一般名処方加算について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

その中で当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

## 情報通信機器を用いた診療

情報通信機器を用いた診療の初診の場合には、睡眠薬など向精神薬は処方できません。

## 夜間・早朝等加算について

下記の時間帯に受付をされた場合は、診療時間内および予約診療にかかわらず「夜間・早朝等加算」(50点)を頂戴しております。ご了承ください。

※平日 午後6時以降

※土曜日 正午以降

※日曜・祝日 終日